

令和 8 年 6 月行田市議会定例会 条例案新旧対照表

番 号	件 名	ページ
議案第 3 0 号	専決処分の承認を求めるについて（行田市税条例の一部を改正する条例）	1～28
議案第 3 1 号	専決処分の承認を求めるについて（行田市都市計画税条例の一部を改正する条例）	29～32
議案第 3 2 号	専決処分の承認を求めるについて（行田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）	33～40
議案第 4 8 号	行田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	41
議案第 4 9 号	行田市税条例の一部を改正する条例	42～49
議案第 5 0 号	行田市印鑑条例の一部を改正する条例	50
議案第 5 1 号	行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	51
議案第 5 2 号	行田市学童保育室保育料に関する条例の一部を改正する条例	52
議案第 5 3 号	行田市手数料条例の一部を改正する条例	53
議案第 5 4 号	行田市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	54
議案第 5 5 号	行田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	55
議案第 5 6 号	行田市監査委員条例の一部を改正する条例	56

行田市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(納税証明事項) 第11条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない理由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の4、第33条の13若しくは第33条の16(第35条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の8第1項(第33条の9第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の11第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第35条の7、第53条、第72条第2項、第85条第1項若しくは第2項、第87条の4第2項、第111条第1項又は第117条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) (略) (2) <u>第85条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第111条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1	(納税証明事項) 第11条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない理由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の4、第33条の13若しくは第33条の16(第35条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の8第1項(第33条の9第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の11第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第35条の7、第53条、<u>第69条の7第1項</u>、第72条第2項、第85条第1項若しくは第2項、第87条の4第2項、第111条第1項又は第117条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) (略) (2) <u>第69条の7第1項</u>の申告書、<u>第85条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第111条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該

改正後	改正前
月を経過する日までの期間 (3) 第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第111条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) (略) (所得割の課税標準) 第26条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第27条の8において「特定配当等」という。）<u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 (略) (軽自動車税の納税義務者等) 第69条 軽自動車税は、<u>軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u> 2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。</u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない。</u>	税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) <u>第69条の7第1項の申告書、</u>第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第111条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) (略) (所得割の課税標準) 第26条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第27条の8において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 (略) (軽自動車税の納税義務者等) 第69条 軽自動車税は、<u>3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u> <u>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u> <u>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。</u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない。</u>

改正後	改正前
(軽自動車税のみなす課税) 第69条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>買主</u>を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	(軽自動車税のみなす課税) 第69条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> (環境性能割の課税標準) <u>第69条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u>

改正後	改正前
	<u>(環境性能割の税率)</u> <u>第69条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> (1) <u>法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u> (2) <u>法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u> (3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u> <u>第69条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第69条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u> <u>第69条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべ</u>

改正後	改正前
(軽自動車税の課税免除) 第70条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。ただし、道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けているもの、同法第97条の3第1項の規定による車両番号の指定を受けているもの又は第78条第3項の規定による標識番号の指定を受けているものについては、この限りでない。 (軽自動車税の税率) 第71条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) (略)	<u>き事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u> 2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u> 3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u> 第69条の9 <u>市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第77条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u> 2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u> <u>(種別割の課税免除)</u> 第70条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。ただし、道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けているもの、同法第97条の3第1項の規定による車両番号の指定を受けているもの又は第78条第3項の規定による標識番号の指定を受けているものについては、この限りでない。 <u>(種別割の税率)</u> 第71条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) (略)

改正後	改正前
(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期) 第72条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。 (<u>軽自動車税</u>の徴収方法) 第72条の2 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告) 第74条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。	(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期) 第72条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。 (<u>種別割</u>の徴収方法) 第72条の2 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>種別割</u>に関する申告又は報告) 第74条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。

改正後	改正前
4 (略) (<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料) 第75条 (略) 2・3 (略) (<u>軽自動車税</u>の減免) 第76条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免) 第77条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。ただし、第1号の場合にあっては、法第177条の17の規定による道府県の条例（法第1条第2項において読み替えて準用される法第177条の17の規定による都の条例を含む。）で定めるところにより、同号に掲げる者のために使用される自動車に対する自動車税の減免を受けている場合を除く。 (1)・(2) (略)	4 (略) (<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料) 第75条 (略) 2・3 (略) (<u>種別割</u>の減免) 第76条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免) 第77条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。ただし、第1号の場合にあっては、法第177条の17の規定による道府県の条例（法第1条第2項において読み替えて準用される法第177条の17の規定による都の条例を含む。）で定めるところにより、同号に掲げる者のために使用される自動車に対する自動車税の減免を受けている場合を除く。 (1)・(2) (略)

改正後	改正前
2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 3 (略) 4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 第1項各号の規定により<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者が当該年度の前年度に同号の規定により<u>軽自動車税</u>の減免を受けていた場合において、当該年度の賦課期日に当該減免に係る軽自動車等が引き続き同号の規定に該当すると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、納期限までに同項の申請書の提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。	2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 3 (略) 4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 第1項各号の規定により<u>種別割</u>の減免を受けようとする者が当該年度の前年度に同号の規定により<u>種別割</u>の減免を受けていた場合において、当該年度の賦課期日に当該減免に係る軽自動車等が引き続き同号の規定に該当すると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、納期限までに同項の申請書の提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。

改正後	改正前
6 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第78条 (略) 2 法第445条若しくは第69条の3又は第69条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第69条の3又は第69条第2項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。 3～6 (略) 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 8・9 (略) 附 則	6 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第78条 (略) 2 法第445条若しくは第69条の3又は第69条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第69条の3又は第69条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。 3～6 (略) 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 8・9 (略) 附 則 <u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u>

改正後	改正前
(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) <u>第3条の3</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）<u>には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u>	<u>第3条の3</u> 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 <u>2 前項の規定の適用がある場合における第27条の7及び第27条の8第1項の規定の適用については、第27条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第3条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条の3第1項」とする。</u> <u>3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u> <u>第3条の3の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）<u>において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u>

改正後	改正前
2 前項の規定の適用がある場合における第27条の7及び第27条の8第1項の規定の適用については、第27条の7中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに附則第3条の3第1項</u>」と、第27条の8第1項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに附則第3条の3第1項</u>」とする。 (令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除) 第3条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第3条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第27条の3、第27条の5から第27条の8まで、附則第3条第1項、<u>附則第3条の3第1項</u>、前条、附則第4条の2第2項及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除) 第3条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の3、第27条の5から第27条の8まで、附則第3条第1項、<u>附則第3条の3第1項</u>、附則第3条の4、附則第4条の2第2項及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第4条 <u>昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り</u>、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出さ	2 前項の規定の適用がある場合における第27条の7及び第27条の8第1項の規定の適用については、第27条の7中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに附則第3条の3の2第1項</u>」と、第27条の8第1項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに附則第3条の3の2第1項</u>」とする。 (令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除) 第3条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第3条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第27条の3、第27条の5から第27条の8まで、附則第3条第1項、<u>附則第3条の3の2第1項</u>、前条、附則第4条の2第2項及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除) 第3条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の3、第27条の5から第27条の8まで、附則第3条第1項、<u>附則第3条の3の2第1項</u>、附則第3条の4、附則第4条の2第2項及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第4条 <u>昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り</u>、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出され

改正後	改正前
れたもの及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第27条の3まで、第27条の5から第27条の7まで、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第6条の2 （略） 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>5分の4</u>とする。 3 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。 4 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 5 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 6 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町	たもの及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第27条の3まで、第27条の5から第27条の7まで、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項、<u>附則第3条の3の2第1項</u>及び附則第3条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第6条の2 （略） 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。 4 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 5 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 6 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町

改正後	改正前
村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 7 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 8 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。 9 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 10 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 11 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>12</u> 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>13</u> 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>14</u> 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>15</u> 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 7 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。 9 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 10 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 11 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>12</u> 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 <u>13</u> 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 <u>14</u> 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 <u>15</u> 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>16</u> 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>17</u> 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>18</u> 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

改正後	改正前
<u>16 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。</u> <u>17 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</u> <u>18 (略)</u> <u>19 (略)</u> <u>20 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の3 (略) 2～6 (略) 7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略)	<u>19 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</u> <u>20 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</u> <u>21 (略)</u> <u>22 (略)</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の3 (略) 2～6 (略) 7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略)

改正後	改正前
(4) <u>令附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第32項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 10 (略) 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第32項</u>に規定する補助金等	(4) <u>令附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 10 (略) 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等

改正後	改正前
(6) (略) 1 2・1 3 (略) 1 4 法附則第1 5条の1 0第1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1 8項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第1 2 3号）第7条又は附則第3条第1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第1 2条第2 0項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 1 5 法附則第1 5条の1 1第1 項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成1 8年法律第9 1号）第1 4条第1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第1 7条第3 項第1 号に規定する同法第2条第2 0号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)・(2) (略) (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成1 8年政令第3 7 9号）<u>第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第1 4条第3 項の条例で定める同法第2条第1 8号に規定する特定建築物を含む。）</u>のいずれに該当するか別 (4)～(6) (略)	(6) (略) 1 2・1 3 (略) 1 4 法附則第1 5条の1 0第1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1 8項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第1 2 3号）第7条又は附則第3条第1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第1 2条第1 9項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 1 5 法附則第1 5条の1 1第1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成1 8年国土交通省令第1 1 0号）第1 0条第2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成2 4年法律第4 9号）第2条第2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)・(2) (略) (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成1 8年政令第3 7 9号）<u>第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか別</u> (4)～(6) (略) <u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u>

改正後	改正前
	<u>第13条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> <u>2 埼玉県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u> <u>3 埼玉県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の5の規定により読み替えられた第69条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u> <u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u> <u>第13条の4 市長は、当分の間、第69条の9の規定にかかわらず、県知事が自</u>

改正後	改正前									
	<u>自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める３輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u> <u>第１３条の５ 第６９条の７の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u> <u>第１３条の６ 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第２９条の１６第１項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u> <u>第１３条の７ 営業用の３輪以上の軽自動車に対する第６９条の５の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table><tr><td>第１号</td><td>１００分の１</td><td>１００分の０．５</td></tr><tr><td>第２号</td><td>１００分の２</td><td>１００分の１</td></tr><tr><td>第３号</td><td>１００分の３</td><td>１００分の２</td></tr></table> <u>２ 自家用の３輪以上の軽自動車に対する第６９条の５（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「１００分の３」とあるのは、「１００分の２」とする。</u>	第１号	１００分の１	１００分の０．５	第２号	１００分の２	１００分の１	第３号	１００分の３	１００分の２
第１号	１００分の１	１００分の０．５								
第２号	１００分の２	１００分の１								
第３号	１００分の３	１００分の２								
(軽自動車税の税率の特例)	(軽自動車税の種別割の税率の特例)									

改正後	改正前				
第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u>	(略)	(略)	第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）</u>に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u> 4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同</u>	(略)	(略)
(略)					
(略)					
(略)					
(略)					

改正後	改正前
(軽自動車税の賦課徴収の特例) 第14条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が<u>前条第2項又は第3項</u>の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第72条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第74条及び第75条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第14条の3 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	<u>条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u> (軽自動車税の<u>種別割</u>の賦課徴収の特例) 第14条の2 市長は、軽自動車税の<u>種別割</u>の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が<u>前条第2項から第4項まで</u>の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額について不足額があることを第72条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の<u>種別割</u>に関する規定（第74条及び第75条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第14条の3 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

改正後	改正前
(1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第14条の4 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第14条の4 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

改正後	改正前
(3)～(5) (略) 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第15条の2 <u>昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第3</u>	(3)～(5) (略) 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第15条の2 <u>昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第3</u>

改正後	改正前
4条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、<u>昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税</u>に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第16条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第	4条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、<u>昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税</u>に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第16条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第3条第1項、<u>附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については</u>、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第

改正後	改正前
1 項、<u>附則第 3 条第 1 項及び附則第 3 条の 3 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 6 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 6 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 1 7 条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第 2 7 条の 5 から第 2 7 条の 7 まで、第 2 7 条の 8 第 1 項、<u>附則第 3 条第 1 項及び附則第 3 条の 3 第 1 項</u>の規定の適用については、第 2 7 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 6 第 1 項前段、第 2 7 条の 7、第 2 7 条の 8 第 1 項、<u>附則第 3 条第 1 項及び附則第 3 条の 3 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 1 8 条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 7 条の 7、第 2 7 条の 8 第 1 項、<u>附則第 3 条第 1 項、附則第 3 条の 3 第 1 項及び附則第 3 条の 3 の 2 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 6 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 6 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 1 7 条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第 2 7 条の 5 から第 2 7 条の 7 まで、第 2 7 条の 8 第 1 項、<u>附則第 3 条第 1 項、附則第 3 条の 3 第 1 項及び附則第 3 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については、第 2 7 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 6 第 1 項前段、第 2 7 条の 7、第 2 7 条の 8 第 1 項、<u>附則第 3 条第 1 項、附則第 3 条の 3 第 1 項及び附則第 3 条の 3 の 2 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 1 8 条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

改正後	改正前
(1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項<u>及び附則第3条の3第1項</u>の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項<u>及び附則第3条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略)	(1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略)

改正後	改正前
3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項及び<u>附則第3条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。 (3)～(5) (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項及び<u>附則第3条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の</u>	3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。 (3)～(5) (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第18条の3第</u>

改正後	改正前
合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 6 (略)	1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 6 (略)

行田市税条例の一部を改正する条例
附則第４条の規定による行田市税条例の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
附 則 （軽自動車税に関する経過措置） 第４条 （略） 第５条 （略） 第６条 平成２７年３月３１日以前に初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定を受けた３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る行田市税条例第７１条及び附則第１４条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略）	附 則 （軽自動車税に関する経過措置） 第４条 （略） 第５条 （略） 第６条 平成２７年３月３１日以前に初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定を受けた３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る行田市税条例第７１条及び附則第１４条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略）

行田市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
附 則 1 (略) (法附則第15条第13項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。 (法附則第15条第31項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第35項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第36項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第40項の条例で定める割合) 6 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 (法附則第15条の11第1項の条例で定める割合) <u>7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u> (改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	附 則 1 (略) (法附則第15条第14項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。 (法附則第15条第32項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第36項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第41項の条例で定める割合) 6 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

改正後	改正前
<u>8</u> 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に該当する旨を証する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）</u>のいずれに該当するかの特例 (4)～(6) (略) (宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> 附則第9項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	<u>7</u> 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂</u>のいずれに該当するかの特例 (4)～(6) (略) (宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

改正後	改正前
<u>1 2</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0. 6以上0. 7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 <u>1 3</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0. 7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 （農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例） <u>1 4</u> （略） （市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例） <u>1 5</u> （略） <u>1 6</u> （略） <u>1 7</u> （略） （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） <u>1 8</u> （略）	<u>1 1</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0. 6以上0. 7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 <u>1 2</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0. 7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 （農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例） <u>1 3</u> （略） （市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例） <u>1 4</u> （略） <u>1 5</u> （略） <u>1 6</u> （略） （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） <u>1 7</u> （略）

改正後	改正前
<u>19 附則第9項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第9項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15項から第17項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第16項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u> <u>20 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u>	<u>18 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u> <u>19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u>

行田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
第 1 条の規定による行田市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第 2 0 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 万円を超える場合には、6 5 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が 2 4 万円を超える場合には、2 4 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からウに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>3 1 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ (略) (3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 7 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～ウ (略)	(国民健康保険税の減額) 第 2 0 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 万円を超える場合には、6 5 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が 2 4 万円を超える場合には、2 4 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からウに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>3 0 万 5, 0 0 0 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ (略) (3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 6 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～ウ (略)

改正後	改正前
2 (略) 3 (略) (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の1/2の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2)～(6) (略) 附 則 1・2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	2 (略) 3 (略) (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の1/2の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2)～(6) (略) 附 則 1・2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

改正後	改正前
4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 5 （略） （一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 （上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 5 （略） （一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 （上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

改正後	改正前
7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定す	7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係

改正後	改正前
る土地等に係る事業所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第20条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法	る事業所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第20条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6

改正後	改正前
第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第20条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、	項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第20条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、

改正後	改正前
第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 14～16 （略）	第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 14～16 （略）

第2条の規定による行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
行田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。 第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、</u>子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。 第20条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に、「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに規定する額を減額して得た額（<u>当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円</u>）」を加え、同項第1号ア中「25, 200円」を「29, 400円」に改め、同号イ中「10, 150円」を「10, 500円」に改め、同号に次のように加える。	行田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。 第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。 第20条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に、「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに規定する額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「25, 200円」を「29, 400円」に改め、同号イ中「10, 150円」を「10, 500円」に改め、同号に次のように加える。

行田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。 (1)～(4) (略)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。 (1)～(4) (略)

行田市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第27条の6 (略) 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第29条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号並びに第29条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下こ	(寄附金税額控除) 第27条の6 (略) 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第29条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号及び第29条の3の3第1項において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与

改正後	改正前
の条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第17条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～8 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>)(<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。</u>)の氏名 (3)・(4) (略) 2～4 (略) 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項及び第35条の9第3項において</u>	所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第17条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～8 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。</u><u>次条第1項において同じ。</u>)の氏名 (3)・(4) (略) 2～4 (略) 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項及び第35条の9第3項において</u>

改正後	改正前
同じ。)により提供することができる。 6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第29条の3の3 <u>次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u> (2) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第16条第1項第1号に規定する者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手</u>	同じ。)により提供することができる。 6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第29条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>特定配偶者の氏名</u>

改正後	改正前
<u>当等（第３５条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者</u> <u>(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第１６条第１項第１号に規定する者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者</u> <u>２ 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 公的年金等支払者の名称</u> <u>(2) 公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> <u>(3) 特定配偶者の氏名</u> <u>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</u> <u>(5) その他施行規則で定める事項</u> <u>３ 第１項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第１項又は同条第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該</u>	<u>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</u> <u>(4) その他施行規則で定める事項</u> <u>２ 前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受</u>

改正後	改正前
公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第47条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が<u>土地又は家屋</u>にあつては30万円、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第2条 <u>平成30年度以後</u>の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控除については、	給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> <u>3</u> (略) <u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第47条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が<u>土地</u>にあつては30万円、<u>家屋にあつては20万円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第2条 <u>平成30年度から令和9年度までの各年度分</u>の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控

改正後	改正前
その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第3条の3 <u>平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）</u>には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第3条の4 第27条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の3第1項、附則第14条の4第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第17条の2第1項又は附則第18条第1項の規定の適用を受けるときは、第27条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。 (個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)	除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第3条の3 <u>平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）</u>には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第3条の4 第27条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の3第1項、附則第14条の4第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第17条の2第1項又は附則第18条第1項の規定の適用を受けるときは、第27条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。 (個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

改正後	改正前
第5条 (略) 第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、<u>法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、第27条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第15条の2 (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) <u>4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)</u>の場合において、所得割の納税義務者が、<u>租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するもの</u>をしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域	第5条 (略) 第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第27条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第15条の2 (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略)

改正後	改正前
<u>等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u>	

行田市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等) 第14条の2 第13条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の<u>個人番号カード、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u>	(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等) 第14条の2 第13条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の<u>個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u>

行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
別表第 1（第 3 条関係） 保育認定利用者負担額表 (略) 備考 1・2 （略） 3 「所得割」とは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する所得割をいう。この所得割を計算する場合には、同法第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8 及び第 3 1 4 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、<u>第 5 条の 4 第 5 項</u>、第 5 条の 5 第 2 項、第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 7 条の 3 第 2 項並びに附則第 4 5 条の規定は適用しないものとする。 4～6 （略）	別表第 1（第 3 条関係） 保育認定利用者負担額表 (略) 備考 1・2 （略） 3 「所得割」とは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する所得割をいう。この所得割を計算する場合には、同法第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8 及び第 3 1 4 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、<u>第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 6 項</u>、第 5 条の 5 第 2 項、第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 7 条の 3 第 2 項並びに附則第 4 5 条の規定は適用しないものとする。 4～6 （略）

行田市学童保育室保育料に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
別表（第３条関係） (略) 備考 １ この表において「所得割」とは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第２号に規定する所得割をいう。この所得割を計算する場合には、同法第３１４条の７、第３１４条の８及び第３１４条の９並びに附則第５条第３項、<u>第５条の４第５項</u>、第５条の５第２項、第７条の２第４項及び第５項、第７条の３第２項並びに附則第４５条の規定は適用しないものとする。 ２・３ (略)	別表（第３条関係） (略) 備考 １ この表において「所得割」とは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第２号に規定する所得割をいう。この所得割を計算する場合には、同法第３１４条の７、第３１４条の８及び第３１４条の９並びに附則第５条第３項、<u>第５条の４第６項</u>、<u>第５条の４の２第６項</u>、第５条の５第２項、第７条の２第４項及び第５項、第７条の３第２項並びに附則第４５条の規定は適用しないものとする。 ２・３ (略)

行田市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事務の種類		金額	事務の種類		金額
(略)			(略)		
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第11項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請の場合	1 件 に つ き 27,000円	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請の場合	1 件 に つ き 27,000円
建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請の場合	1 件 に つ き 27,000円	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請の場合	1 件 に つ き 27,000円
(略)			(略)		

行田市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

行田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

行田市監査委員条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の9第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに同法第27条の2第1項に規定する監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の8第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに同法第27条の2第1項に規定する監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。